

平成 27 年 11 月 10 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上島 寛弘

鎌倉市職員労働組合の争議行為等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

地方公務員法の職員団体に過ぎない鎌倉市職員労働組合の争議行為等

2 質問の要旨

1. 地方公務員法の職員団体如き鎌倉市職員労働組合の委員長芳賀秀友を筆頭に単純労働職に該当しない組合構成員による争議行為によって損害を市が受けた時、芳賀ら一般職員の民事責任は免れるか。
2. 1 に続き、労働組合法第一条 2 に拠る刑事責任の免責が、芳賀ら一般職員において適応されるか。
3. 芳賀委員長が鎌倉市職員労働組合現業評議会を含む市職労の委員長であろうと、市として配慮する立場になく、地方公務員の一般職員が労働組合法の適応を受ける労働組合を結成出来ないことは明白であり、にもかかわらず、一般職員が争議行為は禁止されることは地方公務員法第 37 条の通り、明らかだと考えるが、市の見解は如何か。
4. 日本共産党鎌倉市議会議員団が過去から本年まで会派として予算要望した内容と回答を保存している限り、全て一字一句明らかにせよ。
5. 前委員長納税課小原芳則は公文書改竄をしたが、本日 11 月 10 日は退職意思はあるのか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

① (平成 27 年 11 月 11 日まで) ・ 無
(理由：緊急質問を行う為)